

## 令和4年度第3回茅ヶ崎市文化財保護審議会会議録

議題	<p>(報告案件)</p> <p>1 令和4年度文化財保護事業について</p> <p>(1) 鶴嶺八幡宮参道松並木について</p> <p>(2) 新国道街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の概要報告について</p> <p>(3) 遺跡調査発表展示会について</p> <p>(4) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業について</p> <p>(5) 第50回茅ヶ崎市郷土芸能大会について</p> <p>(審議案件)</p> <p>2 令和5年度文化財保護事業について</p> <p>(1) 鶴嶺八幡宮参道松並木について</p> <p>(2) 新国道街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査予定について</p> <p>(3) 国史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の発掘調査について</p> <p>(4) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業について</p>
日時	令和5年3月26日(日) 10時から12時35分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1
出席者氏名	<p>会長 近藤英夫</p> <p>委員 相澤正彦、緒方隆、田尾誠敏、宮瀧交二</p> <p>(事務局)</p> <p>〈社会教育課〉</p> <p>白鳥教育推進部長、瀧田社会教育課長、大元主査、三戸副主査、加藤副主査、飯田主任、田中主事、金馬主事</p>
会議資料	<p>議題1 令和4年度文化財保護事業について</p> <p>資料1 鶴嶺八幡宮参道松並木について</p> <p>資料2 新国道街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の概要報告について</p> <p>資料3 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業について</p> <p>議題2 令和5年度文化財保護事業について</p> <p>資料4 鶴嶺八幡宮参道松並木について</p> <p>資料5 新国道街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の概要</p>

	報告について 資料6 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業について
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

## 会議録

### ○（瀧田社会教育課長）

- ・教育推進部長による開会の挨拶
- ・コロナ禍に係る注意の説明
- ・出欠席委員の確認（規定の人数の出席により会議の成立）
- ・傍聴者の確認（傍聴者なし）
- ・会議録の作成・公表・署名委員の廃止など説明

### ○（事務局）

- ・会議資料の確認

### 【議題1（1）鶴嶺八幡宮参道松並木について】

#### ○（近藤会長）

それでは、今から進行に努めますので、議題の順に審議、報告を行っていきます。

#### ○（事務局）

資料1をご覧ください。「1. 令和4年度に実施した松並木の伐採・剪定等について」ですが、4年度におきましても、文化財としての参道・松全体の保全とともに、沿道にお住まい、参道をご利用される方の安全、安心の視点で、適宜パトロールを実施し、記録に残しながら、定期的な維持管理を行うなかで、市民の方よりご連絡いただき、また台風や大雨に係る参道清掃時に確認された松について、別紙資料「緊急剪定松位置図」○印のものを通行される方の安全、安心のための緊急対応として剪定、伐採を行いました。

第2回文化財保護審議会で4年度中に行うとしたものについて、令和3年度第1回文化財保護審議会において審議いただいた松のうち、その後の社会経済情勢や緊急度から実施対象を見直したなかで、西側No. 19、38・39、79～84、98について、剪定を実施しました。東側No. 1、2や、西側No. 48～52などについては、歩道も狭く、歩行者、自転車とも通行に支障があり、顔に当たるとのことをふまえ、必要の高さ、範

囲で剪定しました。東側 No. 34 については、高さ約 10メートルのところの枝が枯死し折れて折れ下がっておりました。西側 No. 55 については、高さ 3メートルのところの樹皮が剥がれ浮いた状態でした。いずれも落ちると危険であるため伐採、剥ぎとりを行いました。

西側 No. 104 については、高さ 5メートル当たりで折れており、地上 1メートルに太さ 10センチメートルの枝が垂れ下がり、通行ができない状況であったため、必要の高さ、範囲で職員により剪定しました。

次に「2. 令和 4 年度中に行う松並木の枝の剪定について」は、市民の方よりご連絡いただくなかで、別紙資料「緊急剪定松位置図」□印の西側 75～77 及び資料 4 の 5 年度実施予定の松のうち東側 43 について、行いました。

「3. その他」ですが、参道については、日頃より特に歩道部分については、沿線にお住いの皆様により清掃作業を行っていただいております。職員が台風や大雨に係る清掃を実施する際には、沿線にお住いの皆様により清掃で集められた分も合わせて搬出を行いました。また、歴史ひろばに関しましては、市民の方により、清掃を行っていただくなかで、放置自転車の対応やつつじの剪定を職員により行うとともに、剪定・除草清掃を実施いたしました。

説明は、以上です。

○（近藤会長）

せっかく写真があるので見えるようにしてください。審議会委員に自然系の確認はとっていますよね。

○（事務局）

緊急の場合については、例えば西側の、今お手元にあります No. 100 につきましては、危険だったために、こちらの方で対応させていただきました。それから、審議会においてどの松を剪定するかということに関しては、緒方委員にご覧いただきご報告申し上げながら実施しております。また、目の高さで危ないものについては、通常の維持管理という範囲ですからご報告を、審議会ですべていただいているところです。

○（近藤会長）

実施後、市民の方のお話はありますか。

○（事務局）

顔に当たっていたものについては、清掃がしやすくなったというお話をいただく中で、生き物ですから、またお話をいただくことはあります。

○（宮瀧委員）

指定の名称はどうなっていますか。

○（事務局）

史跡天然記念物鶴嶺八幡宮参道及び松並木でございます。

○（宮瀧委員）

市の指定ですか。

○（事務局）

はい。

○（宮瀧委員）

会議資料からすべて、名称は常にペアで表記しないと駄目だと思います。例えば国指定史跡下寺尾官衙遺跡群とかね。これ、今日の次第にも資料も、ただ、鶴嶺八幡宮参道松並木としか書いていませんね。こういうのはやっぱり、市指定天然記念物、鶴嶺八幡宮参道及び松並木等と、事務局は資料を作ったり市民に発信したりするときに、必ずその指定の種類と併記することを常に意識してやってください。そうしないとそれ周知されませんから。

遺跡の場合、全部そうですよ。国指定史跡何々、県指定遺跡何々とか、国指定重要文化財の阿弥陀三立像とか、教育委員会が対象の指定の種類とか名称を意識してちゃんとやらないと周知されていかないです。

だから何気なく作るこういう会議資料で、ちゃんと書くっていうのは、基本中の基本ですよ。

○（事務局）

はい。

○（近藤会長）

私ども、軽々にいうことじゃなくて、きちんと話をしなきゃいけないね。

○（宮瀧委員）

会話の中ではいいと思いますが、こういう資料は正式名称でちゃんと出すっていうのが基本中の基本ですよ。次回からよろしくお願いします。

審議案件の（3）なんかは、ちゃんと書いてあります。確認して、それと同じような表記をちゃんとして欲しいなど。

○（事務局）

はい。

○（近藤会長）

他に確認したい点はありますか。それでは次の議題に移ります。

**【議題1(2) 新国道街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の概要報告について】**

○（事務局）

9月から10月末までの成果の方は、前回審議会でご報告させていただきましたので、11月から調査終了の2月末まで分について簡単に報告させていただきたいと思えます。スライドを用意しておりますので画面の方ご覧ください。

調査の概要は、前回の報告でも簡単にご説明しましたが、茅ヶ崎市本村4丁目で発掘調査を実施しております。調査期間は令和4年9月12日から令和5年の2月3日まで、埋戻し撤収は2末まで実施をしております。

調査主体は茅ヶ崎市教育委員会、調査担当者は三戸と田中の方で担当しております。

調査目的は新国道線街路事業に伴う記録保存の調査となっております。面積は確定しまして、全体が535.64平方メートル、犬走内は438.81平方メートルとなっております。

それから発見遺構、簡単に申し上げますと、中世では、おそらく畦、それから水田。平安時代については、同じく畦、水田、それから溝。時代は縄文時代になりまして、落ち込み、風倒木のようなものではないかと思っておりますが、そういったものが見つかっております。

出土物につきましては、中世では、青磁、かわらけ、13世紀位のものだとみています。平安時代は、木製品でありますとか、須恵器・土師器・灰釉陶器・緑釉陶器などが出土しております。縄文時代、こちらにつきましては縄文土器、石鏃それから、樹木などが見つかっております。

簡単に遺跡の位置と立地を説明いたします。居村B遺跡というところですが、市街地のど真ん中、この位置になります。茅ヶ崎駅からですと大体直線距離1キロメートル、相模湾ですと2.4キロメートル、相模川からですと4.4キロメートル、千の川ですと250メートルぐらいの距離ということになります。

こちらが、地形の概略を示したものになります。居村B遺跡はこの位置、簡単に説明申し上げますと、茅ヶ崎市北側が台地丘陵地帯になっております。それからピンクで塗られた部分が相模川の影響で作られました自然堤防に囲まれた砂丘高地、黄色い部分が砂丘になっておりまして、砂丘と砂丘の間の砂丘間高地に位置する遺跡が居村B遺跡となっております。

こちらが作成しました遺構配置図で、現代から近世までのものを提示したいと思えます。現在のものになりますか、空欄ちょっと画面が見にくいのですが、平成にかつて社会教育課が行った試掘の跡も出てきております。あとは、道路側溝などいわゆる現代の掘り組み、攪乱と言われるものです。

こちらは、近代と考えているものです。暗渠、陶管が設置されました暗渠が2条ありました。それから杭列のようなものがございました。それから宝永火山灰が含まれてい

る近世後半以降のもの、こちらが畦になります。畦に囲まれた範囲が水田、ちょっと色付けしてある部分が畦です。

それ以降の写真になりますがご紹介させていただきます。こちらが中世ではないかと今考えている面になります。真ん中に黄色い砂が堆積しておりまして、そこに直交するように畦状のものがああります。また、交差部分を中心に、砂が一定範囲で認められるような状況です。こちらは反対側から撮ったものになります。真ん中に黄色い砂、直交するように畦状の高まり、真ん中に黄色い砂が堆積している状況です。これが、宝永火山灰が含まれている土を取り除いた状態になります。この真ん中の黄色い部分が盛り上がって、見えているという状態です。こちら調査当初は畦というふうに捉えてはいたのですが、検討の結果、畔ではなく、溝、水路が埋まりきった状態ではないかとも今考えております。後程、説明したいと思います。おそらくこの溜まっている砂につきましては、上流から流れてきた砂が堆積したような状態を示しているのではないかと考えています。

水田の土を掘っていきますと、有機物資料、非常に多く残っておりまして。例えば、トンボの羽ですね。上から飛んできたのかなと思ったら、この工事は11月でトンボなど飛んでおりませんので、確実にこの周辺の土から出てきたと思っております。

これがちょうど平安時代の土器が出始める土になりますので、おそらくその時代のトンボの羽ではないかなと思います。ついで、土を掘っていきますと、桶の曲げ物の底板が水路の中でも目立って出てきた状況です。こちらもロクロ土師器、溝の中から出てきた状態です。こちらは下駄、田下駄ではないと思います。こちらも桶の底。表面に、これが墨書なのかどうかというところは今回資料をお持ちしておりますので、実際に見ていただきたいと思っています。ここに墨痕のような黒いものがちょっと見えます。こちら、水田の中から出てきた木とか木製品とか、そういった類になります。

ちょっと拡大すると、細かい線があるような、これがちょっと何かっていうと、明言はできないのですが、均等にはなっていないので、物差しの類ではないとは思いますが、人為的な痕跡が見られる木製品になっています。

こちらの2つは分かりやすく、しゃもじ状の木製品になっております。こちらの二つ、分かれておりますが、接合できますので同一個体と考えています。

こちら、溝の中から出てきております。こちら、木製品のひとつ。こちら、非常に小さいのですが、墨痕ではないかと思われる文様があります。文字ではなさそうなのですが、そういったものも出土しております。

こちらが12月に入りまして現地説明会を実施させていただきました。現地説明会では、市民の方、また業界の関係者の方にお越しいただきまして、来場者としましては、

合計で160名、午前87名、午後は73名の方にご来跡いただきました。

現地では職員が説明を担当しまして、職員が最初に説明し、ここで私が説明し、最後に会計年度任用職員が説明しました。遺物の方は、職員が説明し、大変盛況に終わったと考えております。

また調査に戻りますが、また桶状の木製品ですね。基本的に桶状の曲げもの、底板が多く出るのですが、大体直径が13センチ位のもので、ほとんどその大きさになっています。過去に見つかった茜木簡が15、6センチだったと思いますので、それよりはやや小さいものが目立つなという印象です。あとはちょっと穴が空いたものとか、何かの建築部材なのかなと思っております。

これもまた桶、後はちょっと板状の木製品みたいなものも、そういったものも、文字は書いてなさそうです。

こちらも桶底ですね、こういうふうに板目に沿って縦に割れているような状態で出土しています。

こちらは田んぼの中から出てきた土師器ですね。水田の中からは木製品はちょこちょこ出るのですが、土器片というのが割と出なくて、水田の年代感がちょっと掴みにくいのですが、こちらの土器が水田の中から出ております。位置も落としておりますので、年代を特定するのに使える資料かなと思っております。おそらく、同一個体で、ほぼ完形の土師器の坏になるのではなかろうかと思えます。見る限りやはり9世紀後半位の様相を呈しているのではないかと、所見を持っております。

こちらもまた桶です。

こちらが全景を撮ったものです。説明申し上げますと、真ん中に水路と思われる溝が検出されまして、溝、水路の両脇に土手状のもので水路を守って、その土手に接続するように、直交するように畦が接続しているような形態です。調査区の、この真ん中ほどにある畦は割と大きく、幅1メートルちょっと位あるような畦を検出しておりまして、割と立派な、強固に作られた畦というふうに感じています。

一方で、ちょっと見にくいのですが、ちょっと端の方にも畦があるのですが、そちらの方は非常に薄く小さく、検出が難しかった畦でした。中央の畔に比べて少し小規模な、そんな印象のある畦でございました。

こちらが今回8次調査ということになるのですが、かつて新国道の街路整備に伴って行った調査、4次調査というものがあるのですが、その調査は、今の仮設事務所が建っているこの辺で、発掘を実施しております。その位置関係ですが、100メートル離れているか離れてないかぐらいの距離感だと思います。こちらでの発掘調査では、貞観木簡等が見つかっております。

4次調査の時に、同じ溝、砂が含まれた溝を確認しています。図面をお見せいたしますが、性質的には同一の溝だと考えられるのですが、ちょっと方向が合わないところで、同一の溝と言えるかどうか、後々検証をさせていただきたいと思っています。

まず、溝の中からですが、非常に多くの遺物が検出されています。写真だと非常に見にくいのですが、この散っているものがすべて遺物になっております。土師器、須恵器、灰釉陶器、そういったものが出ております。途中、タワーで残しているものの上に遺物がある状態です。もちろん2、3センチの遺物を含んでおりますので、大きくないものもありますが、完形になるようなものも多々見つかっております。

こちらが緑釉陶器。接合して今回お持ちしておりますので、是非見ていただきたいと思っています。こういった形で、略完形になるような資料です。近接して、水の中ではあるのですが、近接して出ております。中にはこういった土師器の坏、そういったものが出ています。

基本的には、土師器、須恵器等がメインではあるのですが、溝の中にはこういった木製品、これは表面に焼印みたいなものが付けられているものがあります。自然木も、溝の中に入っています。こちらは須恵器です。溝は今のところ3段階ぐらいの段階があるのではないかと今考えておまして、写真、遺物を大量に含むものにつきましては、新しいもの、古いもの、最古段階のうち、古い段階の状況ではないかと今考えております。遺物の内容としては9世紀後半の遺物が中心ではないかと、考えているところです。

こちらは水田で見つかったものですね。割としっかりした、曲げ物の底だったので、ひっくり返してみたところ、焼印状のものが発見されたということで、その状況を写真撮っております。こちらは現物持ってきておりますので、是非見ていただきたいと思っています。

こちらも、焼印されているような板状の木製品になります。

こちらが、先ほど大量に遺物が出た溝をさらに掘り下げて、一番古い溝と考えている状況になります。遺物は減りました。さらに、畦の部分も解体をしていきまして掘り下げたところ、やはり大きい畦の部分につきましては、自然木、また、一部木製品が大量に含まれる状況が見てとれました。

それから完全に畦の土を取り除いた状況になります。ちょっと写真だと見にくいのですが、ほとんどが自然木のようなものになります。おそらく畔の補強に使ったものではないかと所見を持っております。こういった木製品を調べてみると1000程あるのではないかと今見込んでいるところです。

こちらは、平安時代の水田を全部取り除いた状態の写真になります。ポコポコと小さく見える跡。非常に小さいですね。これはおそらく、風倒木のような類で、周りに根の

の穴があるのだらうと考えております。

一見すると、田んぼの下にあるので根株とか、そういったものと考えられがちなのですが、ちょっと楕円形で、深さ2センチから5センチ位で、非常に小さいもの。根株痕とか、足跡とか、そういった可能性はあるのですが、畦の下からも確認されておりますし、水田に関わるピット部分だというふうには、ちょっと要検討か、時期尚早かと思っております。杭跡とされるようなものの中にはありますけれども、慎重に判断して、大部分が水田造成前の植栽のようなものではないだらうかと、今は思っております。

更に掘り下げますと、古墳時代とか、弥生時代のものというのが出てこず、一気に縄文時代晩期のものになると思われまます。こちらが石族、こちらが縄文土器、裏側が見えておりますけれども、口縁部の破片になります。

ちょっと角度を変えたところ。こちらも石鏃。遺物は非常に少なく土器が3、4点、石鏃も2、3点だったと思います。拡大の写真ですね。層としては微細なスコリアが混じる砂質土中から縄文土器が出てきたということで、第4次調査でも、同一の層位から土器は出ていないのですが、晩期の特徴を示す飛行機族と言われる石鏃が確認されておりますので、年代感としては、縄文晩期位の層ではないかと考えております。

こちらが最終面、地アマと我々の方で言っております。もうこれ以上、下は人類の痕跡は見当たらないだらうというような面まで下げた状態です。黄色い砂が一面広がり、おそらく砂丘の砂が広がるような状態になっています。角度を変えて。基本的には、風倒木のような落ち込みが確認されたり、染み状のピット状のものが確認されたりと、明確に人類の痕跡を示すような痕跡はちょっと見当たりませんでした。

この砂丘の面が大体フラットで、土層断面図とコンタ図を撮ったのですが、北西方向、画面の右奥、こちらの方向に向かって、やや下降傾斜、大体5メートルから10メートルの間隔で5センチ下がるかどうかになります。

第4次調査では、砂の下から縄文杉、大きい木が見つかっておりますので、この面では少なくとも確認できなかったのですが、念のため掘下げたところ、スタッフの黄色の文様が概ね1メートル幅ですので、その黄色の砂を大体1メートル弱ぐらい掘り下げると、自然木が確認されました。別のところでは、割と大きな、一見すると流木のような、そんな印象を受ける木がございました。

こちらは市の博物館の学芸員が確認したところ、大きい木の方が広葉樹、ケヤキではないかと。小さい方は針葉樹、杉ではないかという所見でした。こちらの件につきましては、取り上げる際に、緒方委員に見ていただいております。

第4次調査の成果を考えますと、縄文杉、放射性炭素年代測定によりますと、紀元前1450年から1320年、縄文時代、後期工業位の年代だということ。これに層位を

確認しますと、今回確認された樹木も同じような層位が出ておりますので、同時期ではないかと所見を持っております。縄文時代の晩期の包含層、石器とか土器が出た層位から、この樹木まで、ここで80センチ以上深さがあり、その間に遺物が含まれておりませんので、何かしらの要因で、1000年の間にこれだけ砂が堆積したというような状況になったと思います。

ちょっと個人的な期待ですが、この木が縄文時代後期後ということであれば、この層位に、もしかしたら土器片とかそういったものがもしかしたらあるかもしれないと思っただころですが、今回は、確認されなかったという状況でございます。

これだけ、最終的に図面を作成しまして、遺構配置図になります。先程お見せした、現代の試掘坑や攪乱があります。

これが近代、暗渠の陶管が見えます。

こちらが近世後半、宝永の火山灰が堆積するような時代の水田と畦、こちらが写真でお見せした、畦状の高まりと、砂の広がり、それから、小さい畦ですね。

そこを掘り下げていくと、これがおそらく平安期ではないか、真ん中に溝が、掘り下げると溝状になったということなのですが、溝があつて、土手があつて、この溝の部分。

それから、確認された砂の広がりが、ちょっと関連性があるかもしれないなと思い、ちょっと図面をいじって、先ほどのこの畦と考えられる砂の広がり、溝の図面を合わせました。更にこれが、遺物が大量に出たところの溝と畦ですね。ちょっと、トーンをかけていないので分かりにくいのですが、画面の中央、東西に走っているのが、溝、両脇に土手がありまして、土手に接続するように、こちらが割と立派な畦、小規模な畦がつくような土地になります。大体田んぼの大きさ、このグリッドの大きさが5メートル四方なので、大体七、八メートル位の幅で、長軸ですと12、3メートル、そんなような田んぼの規模になっております。

こちらが、古い段階の溝と田んぼの状況になっています。田んぼをすべて取り除いた状態の写真で見ていただいたピット群と、ちょっとその配置を確認しないといけません、性格については検討したいと思っております。

こちらが、縄文時代の、最終面で確認した流倒木とか土坑状のものになります。こちらがコンタを取ったものになります。ちょっと小さくて分かりにくいのですが、北西方向に向かって、やや下降傾斜する状況になっております。

新国道線街路事業に伴う埋蔵文化財の概要報告の説明は以上になります。

○（近藤会長）

ありがとうございました。遺物を見るっていうのは、今ですか。

○（事務局）

ブレイクの後をご覧ください。今持ってきているのが、画面でお見せしました緑釉陶器と、墨痕らしきものがある木製品を選んでご用意しております。

○（近藤会長）

それでは、今の説明や発掘調査で分かったこと、スライドを拝見した段階で、何かご質問、確認したいことがありますでしょうか。

○（宮瀧委員）

焼印みたいに見えたので、やっぱり全部赤外線カメラで調べたほうが良いと思います。肉眼では墨痕が見えないので、赤外線カメラはありますか。

○（事務局）

調査会のものが壊れてしまったので、職員の赤外線カメラで全部見る予定です。コンパクトデジカメです。

○（宮瀧委員）

やっぱり、昔ながらのモニターに映し出す大きなやつでないと、赤外線を当てて、それを撮影して、じゃないと見られないですよ。埋文センターとかで借りられないですか。隣の調査地区で出土しているのですから。

○（事務局）

今の件につきまして、コンパクトカメラは、赤外線の照度が足りなくて、実際に現場に持って行って即席で確認をしたのですが、全く反応しなかったので、やはりもっと強力な、調査機関が使っている調査用の赤外線カメラを使って観察する必要があると思います。

○（宮瀧委員）

調査には、まとめて行って、半日位かかりますか。

○（事務局）

そうですね。木製品と呼べるものは、今のところ洗いが全部終了した段階で、1000点近くあります。

○（宮瀧委員）

ぜひお願いします。

○（近藤会長）

財団、あるいは県、どちらかでということでしょうか。可能なところを探ってみてください。

○（宮瀧委員）

隣で出ているからね。可能性高いですね。

○（近藤会長）

田尾さんは現地、何回か行かれましたか。

○（田尾委員）

いや、ほとんど行ってないです。

○（宮瀧委員）

もう一つ。物ばかりに意識がいきそうですが、やっぱりこの時期の農業史では、水田の実態っていうのは、全国的に見てもあまり分かっていなくて、特に関東の平安時代の農業はほとんどわかってないから、そこも大事ですよ。

○（田尾委員）

特に県内では、ほとんどちゃんと調査されてないですよ。間際なんかは多分少し新しいもので、その下にあるだろうと言われていまして、もうドンピシャ、古代っていうのはないですから。それは貴重なデータじゃないかと思います。

○（宮瀧委員）

ご存知だと思いますけど、この5年間ぐらいで急激に環境調査の成果が進んでいます。地球研によれば、気候の変動が1年単位で分かる。平安期も、一時的に温暖化によって海面が上昇してね、農業生産性が上がる時期があるのですよ。そういう研究の動向と、こちらの年代学とを、もし照らし合わせることができたら、本当に農業史のすごい資料になります。ぜひ成果を出してください。

○（事務局）

ありがとうございます。

○（田尾委員）

表記だけの問題ですけども、有機物資料で、木製品と自然資料をまとめないで、少し別に書いた方がいいと思います。人の手が加わっているものと加わっていないものが混ざっているのです。でも、やはり、当時の環境は非常に面白いと思っています。前にちょっと雑談で話をしたのですが、桶がたくさん出ているっていうのは、以前から、居村B遺跡の生活として、文献等の出先、生産遺跡じゃないかっていうふうな、パネルが出ていますね。そういうふうなことがあるので、遺物の同定等は、資料を見ている人に、ちょっと見てもらった方がいいと思う。特に木製品は部材だったか分からないですから、どういうものか、例えば、線が引いてあるような、もしかすると織機の道具とか、そういうものが混じっている可能性があるのです。やっぱり見てもらった方がいいと思う。

もう一ついいですか。今の段階でものすごくたくさん木製品が出ていますから、早いうちから、保存処理に関する予算などは検討しといた方がいいと思います。

○（近藤会長）

よろしいですか。この先も、調査が続くということですね。

○（事務局）

この後の審議案件、令和5年度のいただく事業の中で、続きをお話させていただければと思います。

○（緒方委員）

声をかけていただいて、現場を見て、なんていうかな、当時の川の流れですよ。川なのか海なのか、その底辺のラインが自然地形ですね。当時の環境が、少し余裕があったのですね。遺物がないように掘ってくれて、見事にそのラインがね、西からこっちに流れているラインがね。多分、川でしょうか。でも勢いで上流から流された木が出てきてね。それはすごく楽しかったですね。だから、もうちょっとシリーズ的な意味でね。普通はあそこまで掘らないでしょう、きっと歴史の方からするとね。ここで、当時の自然関係が分かるという意味では、すごく楽しかったですね。アマチュア素人的な感覚ですが、パッと見てなんかこう、底辺が見えるというのがすぐ分かったのは楽しかったですね。ありがとうございました。

○（田尾委員）

平安時代のも、縄文時代の倒木もそうですが、これらもやっぱり、カーボン14でやりたいですよ。

○（緒方委員）

そうですね。このでかいのを博物館に運んでくれと言いましたが、丸ごと持って行ったのかな。

○（事務局）

そうですね。結局、余すところなく持って帰りました。サンプルは、のこぎりで切って保存しました。

○（田尾委員）

カーボン資料は、保存処理をしないでください。

○（近藤会長）

関連して、そのあとでまた議論ということですので。他に確認したい点はありますか。それでは次の議題に移ります。

**【議題1(3) 遺跡調査発表展示会について】**

○（事務局）

お手元に発表要旨を配付させていただきました。令和3年度の市内での発掘調査成果を公開したものになっております。こちら、画面を見ていただきながらご説明していきたいと思います。

今回は、講座のような平面形式での実施ではなく、動画配信の上映会という形式をと

らせていただきました。市のY o u T u b eチャンネルへの動画配信と市の博物館での  
広聴という形をとっております。そのような形式にした理由としましては、近隣の同様の  
遺跡踏査発表会などの状況を見ておりましたところ、対面形式で実施する市町村が大  
分増えてきています。

例年どおり、大きな会場を借りて、先着制・予約制をとらずに先着でどなたでも参加  
できますという形を取っている市町村、つまり、例年我々がやっていたような状況の場  
所を参考にしましたが、例年180人以上位集まる市町村でも100名程度しか集まら  
ないという状況がございましたので、まだちょっと我々もそのメインというか、よくご  
参加いただけるご高齢の世代の方々は、まだ少しこういった対面形式に恐れをいただ  
いている部分というのが若干まだあるのかなと思いました。

実際、例年200人程度か180から150人程度集まる会ですので、どういう形が  
一番ニーズにこたえられるのかと模索しまして、動画配信によって若い世代や茅ヶ崎  
市外の方にこたえられると。そして、対面で見えていただくということについては、茅ヶ崎  
市博物館での上映を行うことで他の方にも見えていただくことが可能ではないかと思  
いまして上映会配信という形をとりました。

上映会につきましては普段、常に流せる状態、内容を選ぼうと思えば受付の人に声を  
かければ、見たいところを流せる形・自由に参加できる形をとりました。

延べ人数での人数になりますが、会場での動画閲覧者が約98人、ずっと見ていると  
合計で4時間ほどありますので、中には、ちょっと見てくださって、アンケート見ると、  
「長いので、家に帰って見ます」というようなアンケートがございましたので、博物館  
で見ていただいた方が改めてY o u T u b eを見たこともあるかと思えます。

Y o u T u b eの動画自体は、全部で六つ用意してありまして、趣旨説明と発表者紹  
介、基調報告としての官衙遺跡の第6次調査の成果報告と円蔵下ヶ町遺跡の調査報告、  
そして残り三つを討論という形でまとめました。

お手元の発表要旨を見ていただけるとお分かりだと思いますが、調査件数が非常に多  
かったので、講演内容を地形、場所、討論と設定して、下寺尾官衙遺跡群の調査を令和  
3年度に調査をした私と、民間の斎藤建設、アークフィールドワークシステムの三者で  
行ったというものになっております。

それぞれ再生回数が104回、95回、77回、139回、105回、124回で、  
これが本日の数字になるのですが、100名近くの方に見ていただけて、合計約200  
名の方に見ていただけたのかなと。

私も動画撮影をしたのですが、討論形式を撮影し始めたところ、ちょっとマイクの不  
具合があって音量が小さいのですが、そういった形で動画配信もできております。

展示会につきましては、授業で博物館に子どもがたくさん見に来てくれる状態が、今あります。今までとちょっと違うニーズを感じていましたので、展示自体いつもよりちょっとカラフルに、時代なども分かりやすいようにタイトルのところに地域とか時代、どういったものが出たのかということを知りやすくして、子どもたちにとって少しでも分かりやすいものであるよう、工夫しました。

参加者は延べ人数2944名でした。例年、1000人を切る位でしたが、今回は約3000人。発表要旨につきましてはホームページでダウンロードできる形をとりましたので、ダウンロード版についてはカラーでも入手することができます。会場は初めて博物館としましたが、こういった形で開催できました。ちょうど今、画面に映しておりますものは、側の壁についてはケースがないので、テンバコにアクリル版をネジ留めし触れられないようにしています。人がちょっと目につきにくい場所なものですから、物が奪われないようにしています。目の前で物が見られるという、例年のやり方になるべく合わせたものとなりました。報告は以上になります。

○（近藤会長）

確認したいこと、ご意見ございますか。

○（事務局）

アンケート結果では、このような自由に参加できる形が、今までと違って自分の好きなときに参加できるので参加しやすかったというご意見が何件かあったのと、やはり対面での発表会を期待しているというものもありました。

発表会場の茅ヶ崎市博物館ですね、当初やってみたら電波が入らないということが分かりまして、Wi-Fiを入れる予算を急遽とってもらい環境が整いました。ハイブリッド式で対面40名と、Zoomでの下寺尾の遺跡で講演会を開催しました。来年以降も同じような講演会はできますが、できれば来年度は、市役所本庁舎の大きな会議室に人を集めながら、サテライト配信のような形で、博物館で展示を見ながら聞くことができるという場所を作ることができればいいなと考えています。本当にできるかどうか、もう少しちょっと体制を考えながら、ということも補足します。

○（近藤会長）

これは発展的に、どうみんなでやるのかということだと思います。博物館も含めて、何年か、試行錯誤しながら開催することになるかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

○（田尾委員）

シンポジウムとか講演会なんかも聞いても、このコロナ禍でのハイブリッドやっちゃったかなかなか元に戻れませんね。両方善し悪しありますから、特に老眼とか目が悪く

なると、どうしてもスライドを見る際に手元にパソコンがあれば大きくできるので、スクリーン見るよりも、見やすいですね。

○（近藤会長）

私のことを言っている訳ですね。

○（田尾委員）

もうだから本当にハイブリッドやっちゃうと、なかなか元に戻れないと思います。ただ、やっぱり対面のよさっていうのがあるので、試行錯誤しながらもやってください。

○（近藤会長）

せっかくの機会だからね。両方対応できるような環境を整えてください。

○（宮瀧委員）

僕は教育政策審議会委員になっているので、いろんな観点から言うと、やっぱり現場の皆さんの働き方改革っていうか、やっぱり調査をやった後、残業していませんか。やればいいことっていう世界教育がありますよね。際限がなくて。だけど、どっかでやっぱり、時間と能力も限界もありますから。

○（近藤会長）

それに配慮してもらわないとね。

○（宮瀧委員）

従前のような発表会をやる一方で、動画も作って、そのために新しい職員がいればいいけど、社会教育課の職員たちが、そういうふうには働いていると心配です。当然市民の方は実体が分からないから、どんどん職員削減と言っている。学校の先生たちが、教育現場が崩壊していますよね。今はもう、学校の先生のなり手がいない訳ですね。文化財保護担当は大丈夫ですかね。

○（事務局）

今まで一番準備は大変でした。

○（宮瀧委員）

動画編集時間をかけて作り上げてくださーいとは、ちょっと僕は言えない。

○（事務局）

気持ちとしては、普段の開発対応で業者さんといろいろある中で、唯一、自主的にプラスの市民の方と接することのできる大事な機会ですから、楽しくさせていただいています。

○（宮瀧委員）

そうおっしゃるのであれば頑張ってください。

○（近藤会長）

何かありましたら、こういう場で議論をしながら、できる範囲で協力しながらということになると思いますけど。

少し時間が予定を押しています。他に確認したい点はありますか。それでは次の議題に移ります。

**【議題1(4) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業について】**

○（事務局）

資料3をご覧ください。令和4年度の、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の概要を説明します。

事業は、3本です。一つ目が博物館の講座基礎編、第14期の実施。二つ目が、事業の運営。三つ目が季刊誌です。

一つ目の講座基礎編の実施ですが、市民の方を対象とし、これから茅ヶ崎について一から学びたいという方のための講座として、10月12日から12月20日までの全11回、週1回のペースで開催しました。受講者は、対面で13名、Zoomで8名の、全21名からなり、そのうち13名が卒業要件を満たし修了書を事務局から交付いたしました。講座の実施にあたっては、過去に講座を受講した市民の方にも運営側として参画いただき、会場設営やまち歩きなどにご協力いただきました。

二つ目の事業の運営ですが、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の精神に共鳴する方たちがそれぞれの役割を果たしながら、市民と行政の協働で推進していくものでございます。この場として、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館アクションプロジェクト運営部会を設置し、運営部会の会議の中で、事業の検討を7回実施いたしました。

三つ目の事業として、季刊誌の発行ですが、令和4度は1回発行いたしました。後の議題でもお話することになるかと思いますが、令和5年度は、季刊誌2回発行を予定しています。事業の報告については以上になります。

○（近藤会長）

以上説明いただきましたが、何か確認したいことはございますか。

こういう事業をやったということですので、お話を伺ったということで、先に進みたいと思います。いかがでしょう。

他に確認したい点はありますか。それでは次の議題に移ります。

**【議題1(5) 第50回茅ヶ崎市郷土芸能大会について】**

○（事務局）

お手元の資料はございません。画面の方をご覧ください。令和4年度に実施しました、市の郷土芸能大会です。

3年ぶりの開催で、多くの市民の方にご覧いただきました。11月27日の日曜日、

13時から16時まで。

場所は、茅ヶ崎市文化会館の小ホール。

入場者は、コロナ対策として、座席数を少なくする中で、420人の方にご覧いただくことができました。

入場者の方からアンケートをとりまして、初めて来られた方は7割で、来館した方の9割は60歳以上、年配の方が多かったです。

この郷土芸能大会、開催後に再度、各市内の郷土芸能団体さんにお集まりいただいて、大会の感想や反省などをお話いただく中で、やはり今後の課題としては、後継者、団体さんの継承について、どうしたらいいだろうかという話が挙がりました。

今回、その他として、郷土芸能大会、50回目の節目の開催でしたので、郷土芸能展も開催いたしました。

この写真は、郷土芸能大会開催前に、披露した触れ太鼓の様子です。大きな音があるので市民の方からすると何だ何だって感じでしたが、当日は好天で、多くの方に見ていただくことができました。

ここからは、大会の演じている方たちの写真を何枚かご紹介いたします。これは圓藏馬鹿おどりです。

向かって左が、市の指定している文化財の芹沢焼米搗唄、右が南湖麦打唄を行っているところでございます。

こちらは、柳島地区にございます中学校の生徒さんと一緒に演じている柳島エンコロ節の様子です。

今回の郷土芸能大会を記念した郷土芸能展は、大会の前後に開催しました。

こちらは大会の前で、茅ヶ崎市役所本庁舎1階の交流スペースで展示会を行いました。実際に団体さんが使ってらっしゃる、民具や半纏などを展示しています。

大会後の11月29日から12月1日は博物館で展示会を行いました。展示会では実際に大会で使われたものを、ご紹介するという内容です。合わせて、団体の紹介パネルを提示してございます。

郷土芸能大会の報告は以上になります。

○（近藤会長）

これも確認したいこと、ご意見はありますか。

○（宮瀧委員）

これは100パーセント市の主催事業ですか、共催ですか。

○（事務局）

市内の芸能団体さんで構成されている組織と共同して行いました。

○（宮瀧委員）

商工会とか観光協会とか、いわゆるシティプロモーションに関わるようなところは、共催、もしくは後援に入っていますか。その辺、今後課題じゃないですか。せっかくいいものやっているのですから。シティプロモーションの一環として、市外に発信していったりされたらいいでしょうね。

○（緒方委員）

素人の質問ですけれども、芹沢の焼米搗唄というのは、粉にするための歌なのですか。

○（事務局）

演者さんにはお話を伺ったら焼いたものを使っているとのことでした。

○（緒方委員）

それは、米粉を作るために、わざわざ米を焼いてその粉を作るのでしょうか、何のためにやるのですかね。いや本当に素人の、本当の疑問ですけれども、すごい手間だよ。焼くのって。米粒のまま水車でまわしてもらってやれば粉ができるのだけどね。米粉を焼くことの意味みたいなことが、その歌の中に謳われているのですか。

○（事務局）

まだ不勉強で分かりませんが、次回お答えしたいと思います。

○（緒方委員）

不思議な作業でやっぱり意味があるのですよ、きっとね。すごく大事だから、焼くと税金で払わないで済むとか、何かよく分からないけれども、何か不思議な話ですね。

○（宮瀧委員）

飢饉とか備えの凶荒作物化として、それぞれ保存するのもかもしれませんが、ちょっと分からないですけど。

○（近藤会長）

ぜひお調べください。

私から。後継者はシステムとして確保されていますか。

○（事務局）

各団体の代表の方からお話を伺うと、やはり後継者の確保は難しいとのこと。どうしても、今の団体さんに制限、限定されてしまって。各団体さんもちろん、個別にその芸能を披露する際に、チラシを配ったり、PR活動したりして、団体の募集等の働きかけをしているそうですが、なかなか年齢の若い方たちが参加するかと言えば、難しいそうです。

先ほど画像でご覧いただきました、円蔵の祭囃子の保存会等は、地域で活動されている団体さんですが、お子さんから年配の方まで、各年代層が継続的に参加していて、い

い意味で、その各世代間の入れ替わりが行われているようです。でも、こういったケースは少数派で、多くの団体さんは新しい会員さんを確保するのは難しいとおっしゃっています。

○（近藤会長）

高校の部活等で、後継者確保の動きをやっている市町村があると聞いているのですが、永続的な働きかけをしないと。茅ヶ崎の実情をまた報告してください。

○（宮瀧委員）

市役所の職場サークルではないのですか。皆さん率先してやらないのですか。

○（近藤会長）

厚木では高校で、あるいは市職員が何かやっています。他の市町村の取り組み状況を提供するという事はできると思います。私も関係している審議会か何かで、少し教えてきたと聞いていますので。

その他、ございますか。ないようでしたら、報告案件は以上として、次は審議案件に移りたいと思います。

【議題 2 (1) 鶴嶺八幡宮参道松並木について】

○（事務局）

史跡天然記念物鶴嶺八幡宮参道及び松並木につきまして、令和 5 年度の事業について説明します。

資料 4 番の 2 ページをご覧ください。こちらにつきましては、伐採についてですが、令和 4 年度の第 1 回文化財審議会においてご審議いただきました枯死している松のうち、東側 7 7、西側 5 5 と 9 6 の 3 本の松について伐採をさせていただければと考えています。

3 ページ目をご覧ください。剪定対象の松は、市民の方からご連絡いただいたものや、令和 4 年度第 1 回、2 回文化財保護審議会においてご審議いただいたもの、また、台風や大雨に係る参道清掃時に確認された松について、4 3 は 4 年度に実施しましたので、剪定が必要と思われる東側の 2 9、3 2、4 1、4 2、4 7 から 5 0、5 2、西側 4 7 から 5 2、5 9、8 6、8 7、9 1 について、実施させていただけたらと考えております。具体的には、今後またスケジュールを決めてご報告を差し上げたいと思っております。

その他についてですが、日頃から松については、沿線にお住いの皆様により清掃活動していただいておりますので、職員が台風や大雨に係る清掃とか、日常の維持管理・清掃の中で、一緒に搬出を行っていきたくと思っております。歴史ひろばに関しても同様でして、参道の清掃や日常管理、維持管理、伐採等剪定を行うことで、社会教育課職員

が、文化財の保護として参道に関わっているということ、沿線の方々に周知することができて、文化財に対するご理解を得ているところがございまして、より多くの機会に現場に出ることによって、参道松の文化財に対するご理解を少しでも深めていただければと思っております。以上でございます。

○（近藤会長）

はい。ということですが、個別の議論をする必要がありますか。緒方さん、今のお話はいかがですか。

○（緒方委員）

このとおりに進めていただければよいと思います。

○（近藤会長）

伐採する樹木、並木に対して、補植はどうなりますか。

○（事務局）

昨年度実施したものにつきましても、大体、グラウンドレベルから、7、80センチ残しておりますので、この3本についても、まず伐採としては、そちらを対応させていただければと思っております。補植につきましては、他の伐採した松と、いくつかございまして、今後、どのような形で補植していくかをまた報告して、審議していただければと思っております。

○（近藤会長）

分かりました。これはもう、補植を念頭に、ということですよ。

○（田尾委員）

前にも申し上げたと思いますが、機会があれば、参道や鶴嶺八幡、展示会とか啓蒙の方をすればいいかなと。あるいは、松並木の景観を考えるというようなフォーラムとかね、少しもっと宣伝を、せっかくの茅ヶ崎指折りの史跡ですから、やっていただきたいなと思っております。

○（近藤会長）

非常に重要なものですよ。

○（宮瀧委員）

関連して、東海道の方は指定してないのでしたっけ。

○（事務局）

東海道については、国の方になります。国道になりますので。

○（宮瀧委員）

でも、こちら松は松、枯死とか伐採とか同じ措置が必要ですから。それは国の方でやって、市は関与してないってことですか。

○（事務局）

国道松に関しては国道事務所の方になりますので、こちらも問い合わせがあった場合というのは、もちろん担当部局がございますので、そちらを通して、ご案内しています。

○（宮瀧委員）

でも、検討はしなくても、何か現状変更があった場合は、教育委員会に連絡が来るわけですね。

○（事務局）

直接的にはありませんが、例えば、今こちらに東横インがございまして、そちらの前の松を伐採したときには、そういうことがあるというのは、情報として市の方に来たことはあったと思います。一つ一つの剪定作業を行っているか否かというところまでは、確か来ていなかったと思います。

○（宮瀧委員）

管理は国だとしても、茅ヶ崎市内にある国の文化財ですから、教育委員会としても承知はしておかなきゃいけないのですよね。

○（事務局）

はい。ご指摘のとおりだと思いますので、例えば折れた枝があったとか、こちらの文化財パトロールの中で国道を通ることもありますので、伝えるべき状況であれば、こちらからの情報提供とかは、やっていきたいと思っていますし、委員ご指摘のとおり、国の文化財であっても市内にある文化財ですので、全般的に見ていきたいと思っています。

○（宮瀧委員）

市民の方から見れば、管轄が国だろうが市だろうが、文化財の松並木という点では、東海道の松並木も鶴嶺の参道も同じように見えるかもしれませんから、あんまり両者で対応の温度差がないようにした方が良いでしょうね。

○（事務局）

その辺については、市民の方から問い合わせがありましたら、きちんと説明ができるようにします。

○（宮瀧委員）

管轄のことに、あまりとらわれ過ぎないように、市内にある指定対象、国とか県とか市とか違いますけど、文化財は文化財ですから、常に射程に入れておいてほしいなと思います。

むしろ、鶴嶺の方が先行して整備が進んでいて、東海道の方が見るに忍びない状況があったら、少し国の方を突つくとかね。そういうことをしたほうが良いと思います。よろしくお願いします。

○（近藤会長）

他に確認したい点はありますか。それでは次の議題に移ります。

【議題 2 (2) 新国道街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査予定について】

○（事務局）

資料はご用意しておりませんので、画面の方をご覧くださいと思います。

先ほど、令和 4 年度分の発掘調査としてご説明をさせていただきました場所が、画面の中央、調査区になります。

令和 5 年度に関しましては、その西側を順次、発掘調査の方を進めていきたいと考えております。

令和 5 年度につきましては、今、赤線が囲ってある部分が令和 4 年度の調査区だった部分で、その西隣、この赤の範囲の発掘調査を行いまして、この部分が終わり次第、今、歩道になっている部分、この部分ですね、開始 1 回目、戻して、反対側をやっていく。そのような予定を考えています。令和 4 年の調査との位置関係はこのような形、遺物が大量に確認された溝がこちらになりますので、おそらく調査区にギリギリかかるかどうか、おそらく水田だと思いますので、畔の部分は十分検出できるのではないかと考えております。ちなみに、こちらが市の財団の方で調査を行った、第 4 次調査の遺構配置図と、その位置関係になります。

調査で確認された東西に伸びる遺構が、砂を含む溝になっております。おそらくその溝と第 8 次調査、令和 4 年度に実施した調査の溝と性格的には同じ、遺構の状況としても同じかと思うのですが、少しその方向性という、何とも、合致するような形ではないので、ちょっと今のところは同一の溝かどうかは、今保留にしている状態です。

ただ、この溝自体が、水路だと考えられますので、地形の高低を考えながら、配されているものを考えると、同一の可能性は非常に高いのかな、ちょっと数条、溝があるとは、なかなか考えづらいところもありますので、次の調査を行いながら、その辺は検討していきたいなと思っております。

ちなみに、この 4 次調査と 8 次調査の間、こちらの調査の対象になっておりますので、西には進んでいくのですが、その調査が終わったところで、ここの部分も調査をすることになりますので、自ずと遺構の配置状況は分かってくると見込んでおります。

それから、令和 5 年度はこちらを実施するというふうに申し上げましたが、今、計画しておりますのは、調査の期間の短縮、それから費用の短縮を見込みまして、向こう 3 年間、令和 5 年度、6、7 年度まとめて調査ができるように調整をしているところです。

実際ちょっとできるかどうかは、調整次第ですが、5 年度、こちらをやって、令和 6 年度、令和 7 年度、という形で今計画しておりますので、決まりましたらまたご報告を

させていただきたいと思います。

令和5年度の新国道線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査予定については以上になります。

○（近藤会長）

はい。ということですが、ここも、何か確認したい点はございますか。

○（宮瀧委員）

グリッドは何メートル四方ですか。

○（事務局）

グリッドは50メートル四方になります。

○（宮瀧委員）

ちょっと畔のどこ拡大してもらえますか。南北がどのくらいですか。

○（事務局）

南北が7、8メートルで、東西が12、3メートルです。

○（宮瀧委員）

古墳時代から小区画がね、水田っていうのは傾斜地で作られるのですよね。水がみんな低い方に流れないように。この辺は砂丘の何かそういう傾斜はきついところですか。

○（事務局）

今回、第8次調査で確認した限りには、実際、傾斜はそれほど感じません。ただ、土層断面図で見るとやっぱり、北西側、こちら側に向かって下がるような。ただ、5から10メートルに対して5センチとか、そんなような傾斜になっています。こちら、南側の方はちょっと高いです。

○（宮瀧委員）

なんで小区画だったのか、ちょっとその辺がね、気になります。

○（事務局）

第4次調査では、こちらが畦、こちらも畦かもしれないな、ということで、第8次調査で確認した区画よりかは、少し大きめの区画でとらえて、ちょっとこの辺の整合性が、しっかりとれていないのですが、畔の検出が非常に難しいというところもありまして、令和5年度の調査では、やはり遺構確認はかなり慎重にちょっと実施をしていきたいと考えています。

○（近藤会長）

よろしいですか。田尾さん、どうぞ。

○（田尾委員）

貞観木簡が出たのって4次でしたっけ、6次でしたっけ。

○（事務局）

4次だと思えます。こちらの調査だと。

○（田尾委員）

じゃあ戻ったときにまた、そういった木製が出る可能性が高いということですね。

○（事務局）

そうですね。遺物の密度、それから、密度はやはり東側に行くほど高いと言われておりますので、調査の際は、そういった傾向が出るかもしれないです。

○（近藤会長）

これも、事業の進行に伴って、ということで。着々と準備が出来、それから発掘調査に移ると。ただ、積み残しのないように。先ほど、見学させていただいたところでも、やっぱりまだやり足りない、解明し足りないことがあるし、また、今後新たな発見や、その積み残した遺物を大量に溜め込まないように、ぜひよろしくお願いします。

後は、この審議会の委員、個別の各委員、文時代、あるいは、平安時代の環境を考えるそういう専門家も含めてですね、議論する機会をぜひ作っていただきたい。やっぱり、あつていう発見があると思えますので、よろしくお願いします。

それでは新国道に伴う発掘調査については了解しつつですね、なお、個別には注文があるということで理解していただきたいと思えます。

他に確認したい点はありますか。それでは次の議題に移ります。

**【議題2(3) 国史跡下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡の発掘調査について】**

○（事務局）

令和5年度の調査についてご説明させていただきます。画面を見ていただければと思えます。

今週、3月21日火曜日に、本市の茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会であります下寺尾遺跡群等保存用部会にて、来年度の調査計画について、ご審議いただき、ご了解をいただいております。その内容についてご説明させていただきます。

画面の地図では、県立北陵高校の周辺を映しております。遺跡の主要な古代の官衙遺跡群の内容を、特に高座郡家の内容を映している図面になっております。

こちらの、左、真ん中やや左手のところの赤い範囲というのが、令和5年度の調査を計画しているところになっております。後ろのちょっと灰色のところですね、もともと校舎が建っていたところになっておりまして、その赤いところの、こちらの北西が、上が北ですけれども、北西側のこの部分というのが、令和元年度に第7次調査として発掘調査を実施した場所となっております。

その際に、大型の掘建柱建物を確認しておりまして、そのすぐ脇から厨という墨書土

器が確認された地点となっております。

すぐその脇の第3次・第4次調査の時にも、大型のものが2棟、南北棟が二つ見つかっているところです。こちらの全容というか、規模ですとか、時期といったものを把握することを主目的に調査区域を拡張するところです。

その規模や性格などが判明することによって、ここがこれまで館・厨であろうというふうにグラウンドの調査にされていた内容、遺跡群の遺構の全体像がもう少し検討が進めていけるのではないかと、というところで調査の案をご提示させていただいたところがあります。

今後は、こちら県立高校の敷地内となっておりますので、過去にすでに4回ほど、この敷地内で、私ども指定後、確認調査を実施しておりますが、また高校等を調整させていただき、実施していきたいと考えております。

今計画しておりますのは、今年の7月ごろから9月ごろに実施できるように調整しております。

以上、よろしく申し上げます。

○（近藤会長）

ご説明いただきましたが、皆さん、発言ありますでしょうか。

中断と言う言い方もおかしいけど、コロナで、直接の事業ができなかったことの復活、という理解していいのですね。

○（事務局）

そうですね、令和元年度に調査した際の大規模な調査の時に、すぐ翌年度この南側、拡張して調査した方がいいのではないかと、ということを実地の視察の際とか、下寺尾部会の視察の際とか文化庁の調査官からも、言われていましたが、ちょっと翌年度予算がうまく取れていなかったことと、ちょうどコロナが来て、現地見学会を実施したかったのですが、市の方針で人を集めるイベントがちょうどできない時期に入ってしまい、その中で、このメインの建物になりうる、高座郡家の中でも、巨大な建物が見え始めているところの調査というのを実施して、人々に生で見ていただけないというのはあまりよくないのではないかと、ということで、考え直し、一度止めたところです。

そのようなコロナ禍の中では、調査事業などのコロナ対策以外のものに、なかなか予算が回ってこないという状況でしたが、来年度の予算については、要求したところ調査費用が確保できましたので、改めて再調査をしたいというところです。

○（近藤会長）

部会の了解も得ているということです。はい。

○（宮瀧委員）

この先の年度計画はどうなっていましたか。

○（事務局）

今後も調査計画につきましては、調査の課題としまして、下寺尾遺跡群として、官衙遺跡群とか、下寺尾西方遺跡とか、弥生の環濠集落の要素とか、縄文時代の要素、その他の時代の要素、そしてその他の時代の要素などを、今後何を明らかにしていくべきなのかという課題を、事務局の方で、こういった課題があるのではないか、これまでの調査成果ですとか、報告書や研究者からご指摘いただいた内容等をまとめて、先日、部会に提示させていただきました。

その中から、今回のこの調査の地点についても、そういった課題が残っているということを取り上げさせていただきました。保存活用計画を作成した時の状況もございましたが、県立北陵高校の移転の目途がまだ立っていないというところで、整備計画や活用計画についても、どうしても現実対応を進めていくしかないというところがございます。

敷地としてなかなか利用できない部分なども多くあるものですから、今は先行して、この旧校舎があった場所の部分の部分を先行して調査を進めていくという方針で、その都度、動かさせていただいています。

それ以外の地点につきましても、課題と検討しながら、また部会の方で常に、課題を共有させていただいて、計画をまた練っていければと先日の部会の折りに説明させていただきました。

全体的な計画としましては、下寺尾西方遺跡、弥生の環濠集落の方の保存活用計画につきましても、まだ前半部分しか文章ができておりませんでしたので、後半の文章を次回までにたたき台を作らせていただいて、今後議論をしていただき、早ければ再来年度、パブリックコメントなどに進めればと計画しているところです。

○（宮瀧委員）

部会での話を、この審議会でも共有しなきゃいけないと思うので。弥生は追加指定で、高座郡家は指定されてから何年でしたっけ。

○（事務局）

平成27年3月ですので8年程です。

○（宮瀧委員）

他の国指定史跡の場合だと、指定から8年経って、保存活用整備が始まらないってことは滅多にないと思いますね。川崎の橘官衙遺跡群として指定されたのって何年でしたっけ。

○（田尾委員）

同じ年ですよ。来年の2月にできます。令和5年度中にできて、令和6年度が川崎の

市政100年なので、オープンの手配です。正倉を建てます。

○（宮瀧委員）

何度も言ってきましたけど、いろんな問題点が全部解決して、それから整備が始まるのではなくて、整理や整備をやりながら、むしろ整備を進行しながら、調査も並行して進めていくというのが整備の在り方だから、疑問点が解決するまで整備ができないみたいなそういう、まやかしの説明は駄目だと思いますね。

ともかく、利用のことをやっぱり考えなきゃいけない訳で、地権者の人たちね、平成21年の時点で、用地買収とか、今後の活用について、ビジョンを示してしている訳ですから、それに答えるようにしないと。本当に時間が過ぎていく中で、地権者が代替わりしていったね。合意を得られていたことが合意を得られなくなってしまったという話はいっぱいありますから。

先程の令和5年度の調査の説明については全く異論がありませんけど、やっぱり年度のスケジュールはしっかり考えていかないと、同じ時期に指定された橘宮家が、新年度で整備がある程度目に見える形で、でき上がってくる訳ですからね。

北陵の仮設校舎、プレハブ校舎とかいって、仮設って言っても、非常にこの劣悪な教育環境じゃないかって言ったら決してそうではないと。プレハブも立派だと言っていましたけど、それももう当然老朽化してきている訳で、県がどういうことを考えているかわかりませんが、時間も刻々とね、過ぎていくわけですから。年度計画を常に念頭に置いて、単年度の整理とか調査研究をしてほしいなと改めて思います。

担当者はよく分かっていると思いますが、むしろ、課長さんとか教育委員会の皆さんが、そういう過去の経緯をどこまでご存知か、ちょっと心配ですが。時間がかかり過ぎですよ。

おそらく市民の方でもそういうことをおっしゃっている方もいると思うんですけど、客観的に見てもかかりすぎですよ。今後だから、最悪のシナリオだと、地権者たちがもう言うこと聞かないで、事前の合意が反故にされたらどうするのかな、という心配もありますから、平成27年の時点での合意が反故されないように、茅ヶ崎市教育委員会としてちゃんと対応して欲しいと思います。

○（近藤会長）

全く、私も宮瀧さんの意見に賛同します、やっぱり、相手があつてのことで、地権者、あるいは市民、あるいは県民でもですけど、国の史跡ですから。やっぱり一歩でも見える形で、先に進めることが重要だと思いますので、是非、事務局で検討してください。

検討結果については、またこの場で、事務局としての考えを述べていただければと思います。次回に期待します。

○（田尾委員）

あと、部会で一応その件も含めて、確認を取った時の話を審議会ではまだ協議されていないので。

一応史跡の調査ということなので、担当者を中心にやっていますけれども、課の文化財の全担当者とコンセンサスを取りながら、やっていただきたいというようなことが一つと、あくまでも国史跡の調査なので、丁寧にやってほしいというようなことがお話として出ていたと思いますので、この辺を踏まえた調査をお願いしたい。

○（近藤会長）

以上、よろしいですか。

他に確認したい点はありますか。それでは次の議題に移ります。

【議題2(4) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業について】

○（事務局）

それではお手元の資料6をご覧ください。

令和5年度の事業計画案について、その概要を記載しています。

令和4年度と同じく、大きく分けると三つです。

一つ目は、講座、基礎編の第15期の実施。二つ目は、各部会の事業の運営。三つ目、頭出しはしていませんが、三つ目としては季刊誌の作成、発行になります。

まず一つ目の基礎編の講座についてですが、期間は令和6年の、来年の1月から3月まで。週1回の実施で全8回を予定しています。実施形式は、令和4年度受講者から、実際にまち歩きを体験することで更に知識が得られたなど、ご意見をいただきました。いただきましたご意見を踏まえ、各講座の前半に座学、後半に実地講座を行い、市内の都市資源に接する機会をふやすことで、さらに理解と親しみを深めていただきたいと考えております。また、令和4年度と同様に、講座の実施にあたっては、過去に講座を受講した市民の方にも、運営側として参画いただき、ご協力いただく予定です。

二つ目の事業運営は、このアクションプロジェクト運営部会において、調査研究部会、ガイド部会、広報部会等々の各部会の活動再開に向けた検討を行いたいと思います。

三つ目は季刊誌の作成、令和4年度、1回実施できたところを、令和5年度は2回の実施を考えております。事業計画案については以上になります。

○（近藤会長）

確認したい点はありますか。

○（宮瀧委員）

これは皆さんご記憶のように、昨年度のこの会議で、予算がつけられなかったということを伺って、ぜひ復活させるように努力していただきたいと申し上げましたが、今の

事業案の説明がありましたけど、裏付けになる予算はどうなったのですか。復活したのですか。

○（事務局）

令和5年度についても、大変申し訳ありませんが、予算の獲得には至りませんでした。

○（宮瀧委員）

どういう予算の裏付けでやられるのですか。

○（事務局）

通常の資料作成や消耗品については、使えるものを市の庁内印刷などで対応して発行することを考えています。

令和5年度からは、茅ヶ崎市実施計画2022ということで3年間の実施計画を立てております。今回、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業については実施計画への採択に至らず、ただ、社会教育課が行う、継続的な事業であるという整理がつけておりますので、また先の話になりますが、実施計画として採択いただけるよう、もう少し丸ごとの事業に、こういったところに予算をつけて、さらに、今までと違った形の活動を目指したいというようなところを、こちらで訴えた上で、予算を確保した実施計画事業として挙げられよう令和5年度、それを踏まえたときに行きたいと思います。

○（宮瀧委員）

ともかく、いつ辞めてもいい事業みたいですけどね。そういう位置付けを与えられてしまうようではないってことは、再三述べてきた訳で、エコミュージアムがどんどん増えていく中で、本当に数年前から、他の自治体からの視察が来ていたような事業ですから。現状はよくわかりましたけど、財政当局から、もう止めなさいみたいな話がでないように。むしろ茅ヶ崎が誇るべき。

昔の茅ヶ崎は、私が子供の頃なんかは、公民館活動で名を馳せた訳ですけども、今ではやっぱり先程来、国指定史跡とか。この事業は、すごく社会教育の世界では注目されていますので、是非、予算を要する重要な事業であるという意識を財政部局に持ってもらえるよう、引き続きご努力いただきたいなという要望をして終わりたいと思います。

○（近藤会長）

いや、本当に重要な事業だと思いますけどね。

○（宮瀧委員）

潜在的な市民のマンパワーをね、活用していくってことはとても先見的な活動だったと思います。連続100日間の講座を開講するとかね。必ず100日間どっかに行けば何かやっていますよとかね。素晴らしいですよ。そういう、なかなか、衰退してしまってもったいないですよ。ぜひ、今の、課長さんのお話の方向で頑張ってください。

○（近藤会長）

私どもの総意で、お願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ということで、一応、お預かりした案件、審議案件は終了し、その他、移りたいと思っております。

他に確認したい点はありますか。お預かりしました議題も終わりました。

これで事務局に戻します。

【その他】

○（瀧田社会教育課長）

資料のご用意がなく申し訳ありませんが、茅ヶ崎市博物館の現況についてご報告いたします。また、令和5年度の第1回の審議会の際に、令和4年度の運営状況については共有することを目的としてペーパーを提出したいと思っております。

博物館の来館者ですけれども、今月上旬に3万を超えまして、博物館建設前に策定した文化資料館の整備計画では年間2万7000人という目標でございましたので、運営8ヶ月弱で、当時立てていた年間の人数は超えたというところでございます。

先ほど来、博物館を会場として発表会など行ったという際にはWi-Fiの設置ということもお話しましたが、そうした設置も完了し、デジタルアーカイブ化を一部進めており、ポータルサイトを令和5年度当初から閲覧できるような状況になるということで、令和5年度以降、そうしたものを活用したというところでございます。

また、市内の小学校から、すべての学校ではありませんが、大型バスなどでご来館いただいたり、あと中学生の職場体験ということで、ご利用いただいたりということで、徐々に博物館という存在が、学校教育の見える方に対しても、存在しているという認識、浸透していけるのではないかと考えております。

また12月上旬に、駐車場はオープンいたしまして、土日等は満車ぎりぎりになるような稼働状況だというところでございます。

また繰り返しになりますが、令和4年度の具体的な活動については、また次回の審議会で、ご報告をさせていただきます。また、今年1月に、博物館の運営についての指導助言等をいただく審議会として、博物館協議会が設置されました。

1月に第1回で、今日午後に第2回目を開催する予定です。

その中では、博物館の事業内容等についてのご意見などもいただきながら進めていくということになっております。

まだちょっと途中経過というか報告で申し訳ありませんが、現況というところでございます。

○（近藤会長）

予想どおりか予想を超えてか、来館者は確保できているということで、1月が最初の協議会ということで、報告がありましたけど、何か、ご質問ご意見ありますでしょうか。

博物館に行かれた方は分かりますが、やっぱりコミュニティバスか何か、足の確保は更に必要かと思います。車で移動できるのは大人だけですから。中学生とか考えると、コミュニティバス、あるいは通常のバスが望まれると思いますので、よろしくお願ひします。あとは、協議会で決議して、報告いただければと思います。

○（事務局）

茅ヶ崎館についてなるべく簡潔にお答えいたします。

茅ヶ崎市には、国登録有形文化財は幾つかございます。

今回報告しますのは、茅ヶ崎館についてです。

この茅ヶ崎館ですが、長屋棟、広場等、中二階棟、浴槽棟の4棟で構成されていますが、今回滅失、一部滅失がございました。

対象は長屋棟の全部と広間棟の一部です。

今スクリーンにも提示してございますが、概要としては、所有者の意向により敷地の一部を開発するため、開発区域の外に所在する建造物について、現状変更の手続きを経ずに、滅失及び一部滅失しています。

時期は、令和4年12月でした。

平面図で、向かって左側が北になります。少し見にくいのですが、画面の右上、青枠が長屋棟、中央に上下に置いているのが、赤枠が、広場棟です。この青枠の長屋棟の全部と赤枠の上部、上の方ですね。赤いポインターで示しています。広場棟の一部が滅失したというところです。

これは滅失前の長屋棟と、外観です。

こちらは、広場等で、向かって右側、赤い矢印で示していますが、滅失した範囲となります。

これは広間棟の内装です。広場等の現状です。

すでに建物はこれが取り壊され、形はありません。

また、広場等の東側について、ちょうどこの画面上では、青いシートで断面が覆われていますが、そこから西側が保存されているという状態です。

これが広場棟の現状です。工事の途中です。

今回の滅失の理由は、敷地の維持が限界となったため、一部を売却し維持費に充てようとしたものです。

無届で現状変更に着手した理由ですが、所有者が、そもそも手続きが不要と錯誤していたため、手続きの必要性をご存知なかったというところにあります。

対応としましては、県の教育委員会を通じて、文化庁に報告していただきました。

必要書類を作成し手続きを行うこととしました。3月23日に必要書類を、神奈川県に提出していますので、今後は、神奈川県から文化庁に進達され、長屋棟については、滅失の、広間棟については一部滅失の登録証の情報の更新がなされるということになります。

繰り返しになります。長屋棟の全部と、広場棟の一部が、滅失しておりますが、所有者様のご意向では、画面の左側、緑色の浴室棟についても、同じ理由により、今年の6月あたりに、開発行為を行い、つまりは建物のすべての滅失を予定しているとのことです。

これについては、今回のような手続きの不備がないように、所有者様と調整をとりながら、現状変更の届出の準備をしているところです。

報告は以上になります。

○（近藤会長）

どう答えたらいいのだろう。

○（宮瀧委員）

これ、罰則はないのですか、法的に。

○（事務局）

ございません。

○（宮瀧委員）

それが全くないとすると、こういうことが広まると、みんなやりますよね。

まあ、別に壊していいとか、みんな壊したら、そういう訳にはいかないでしょうから。届出を出せばやっていいとか、そういう認識もまたおかしいと思いますし。

根本的には、所有者だけが経済的な負担をする日本の制度そのものに問題がある訳ですけど。難しいですね。私たちはああそうですかって言って終わっていいかどうか。

○（近藤会長）

審議会で話が出て、遺憾である、以外に言いようがないよね。罰則があればね、思い切って適用してほしいと思いますが、それはありません。しかし、肯定もできません。

○（宮瀧委員）

遺跡もそうでしたっけ。開発行為を無届でやってしまって罰則はありませんか。

○（近藤会長）

そこはないですね。

○（宮瀧委員）

厳重注意ですか。

○（近藤会長）

次に、どうしたら、こういうことが起きないようにするか、ということですが。

○（宮瀧委員）

南湖院とかいっぱいありますよね。

○（近藤会長）

報告を受けて、保護審議会では、遺憾であるということ。再発を防ぐ。

別にこの件だけじゃなくて、史跡あるいは史跡相当の取り扱いをするものに関しては、軽々にそういうこと起きないように、努力していただくと、そういうふうなお話だと思います。よろしくお願いします。

○（宮瀧委員）

もう30年位前ですけど、今の美術館があるところですね、そこに松籟荘だったかな。それが別荘を残す、残さないで、かなり市民を巻き込んで大きな問題になって、結局耐震性とかいろんなことによって、現状保存、あるいは移築保存が難しいということになって、そこには美術館ができた訳ですよ。

今回そういう市民の皆さんが残したいとか以前になくなっちゃった。

○（相澤委員）

市指定文化財罰則規定はないのですか。

○（近藤会長）

何年前か、タブノキは切られました。

○（相澤委員）

国の登録文化財になった場合は、市の指定の建造物と指定するという考えは、あんまりなくなってしまっている感じですか。

できたら、市の指定を増やしていくことで、そして市がその所有者に常に働きかけていくとか、そういうようなところで市の抑制力を発揮していけば良いのではありませんか。結構ありますよね、いろんな市町村でなくなったとか、壊されたとか。それは私有財産なので止めようがない。国の重要文化財になっていけば、それはないので。だからやはり市がこういうふうに建物や何かをピックアップして、台帳を作っておいて、それを指定して、それでも抑制力はないかもしれませんが、所有者に働きかけてくってというのは、やっぱり常時やっていかないと、これまたしょっちゅう起こるのではないかと思います。一つの方策かもしれませんが、何かやっぱりちょっと考えて、常に置いておかれた方が良いのではないかと。

○（田尾委員）

やっぱり国の登録有形なので、この登録有形の意味というのは所有者にもう少し丁寧

に説明をしておくというのは大事かなと思います。国宝重文の縛りがきついので、もう少し緩やかな制度として、要するに国宝重文の予備軍として、登録有形する訳なので、そういう価値は非常に高いのですよっていうプレートももらえますしね。

なので、やっぱり啓蒙っていうのは非常に大事かなと思いますね。

ちなみに、ちらっと聞いたのですが、海老名の温故館、取り壊しの反対運動があって、それで、移築して今展示施設になっています。あれは今度国の登録有形になるそうです。だからそれだけ重要なものだという、価値を認識してもらうための啓蒙っていうのは大事かなと。

○（近藤会長）

と、ということで、よろしくお願いします。

他に何かございますか。

それでは、以上で、本日の審議は終了します。

○（瀧田社会教育課長）

本日は会議を開催させていただきましてありがとうございました。

以上を持ちまして令和4年度第3回茅ヶ崎市文化財保護審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。